

令和 8 年度

## 委 託 設 計 仕 様 書

1 委 託 名 現況測量業務委託

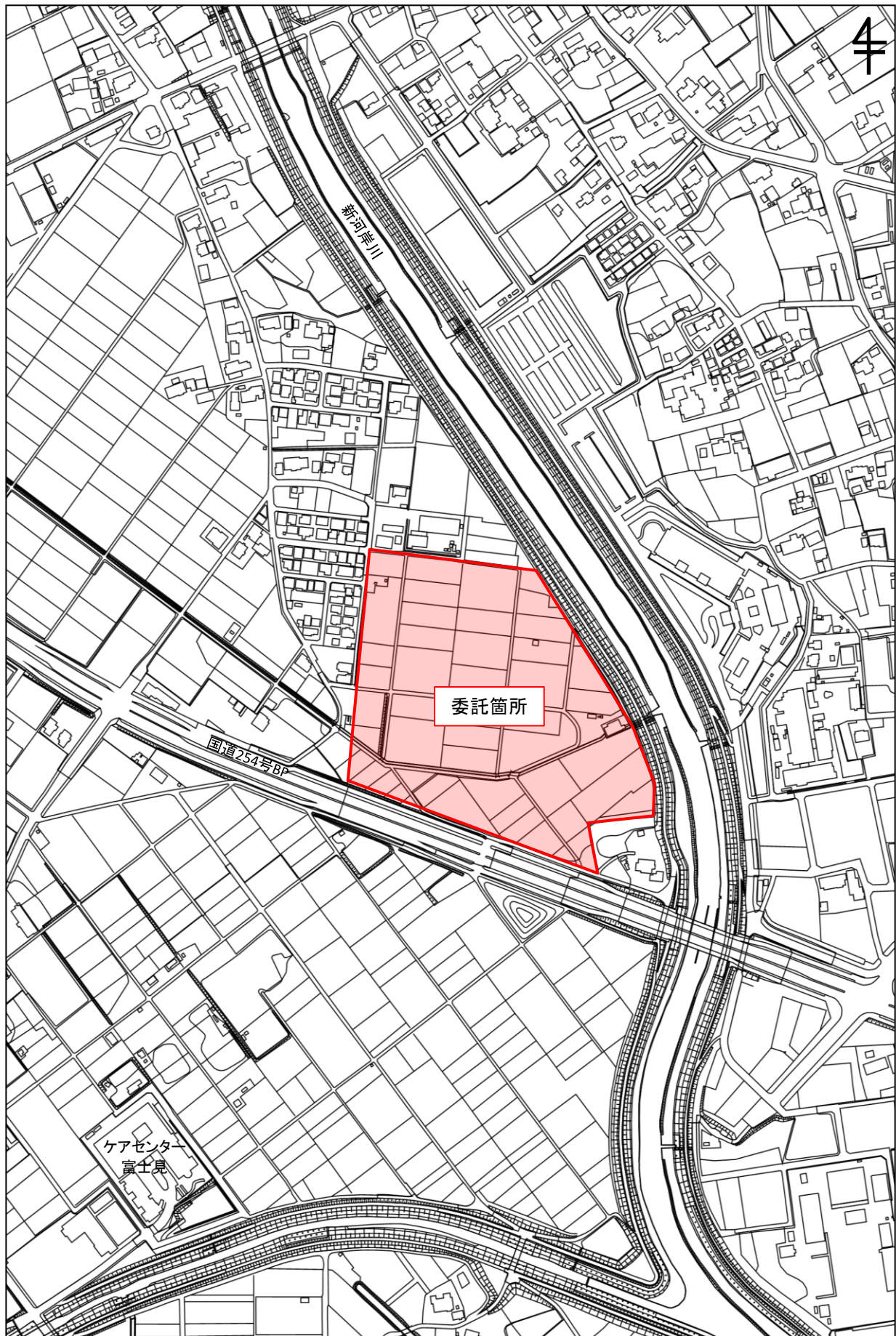
2 委託箇所 富士見市大字鶴馬地内外 新河岸川第一排水区

### 委託大要

|                   |                                                                                                                                                                                                |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 変更委託<br><br>の 大 要 |                                                                                                                                                                                                |
| 委 託 の<br><br>大 要  | 現況測量 60,000m <sup>2</sup><br>作業計画 1.0業務<br>現地踏査 1.0業務<br>補助基準点の設置 6.0万m <sup>2</sup><br>用地現況測量 6.0万m <sup>2</sup><br>4級水準測量観測 0.5km<br>縦断測量 1.0km<br>横断測量 0.04km<br>用地平面図作成 6.0万m <sup>2</sup> |

富 士 見 市

# 案内図 S=FREE



積 算 情 報 書

|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| 委 託 名         | 令和 8 年度<br>現況測量業務委託      |
| 変 更 回 数       |                          |
| 諸 経 費 区 分     | 公共委託 令和07年度              |
| 工 種 区 分       | 用地測量業務                   |
| 単 価 適 用 年 月 日 | 令和08年07月01日付 公共          |
| 単 価 地 区       | 県南(川越県土整備)               |
| 機 損 適 用 年 月 日 | 令和07年10月以降適用             |
| 歩 掛 適 用 年 月 日 | 令和07年10月 公共委託(R08年06月更新) |
| 備 考           |                          |

## 業務委託料内訳書

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目                           | 数 量  | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号<br>基 準 |
|-------------------------------------------------|------|-----|-----|-----|---------------|
| 用地測量業務01                                        |      |     |     |     |               |
| 直接測量費                                           | 1    | 式   |     |     |               |
| 直接測量費(積上)                                       | 1    | 式   |     |     |               |
| 作業計画(用地測量)                                      | 1    | 業務  |     |     | 代 1 号         |
| 現地踏査(用地測量)                                      | 1    | 業務  |     |     | 代 2 号         |
| 耕地・森林<br>補助基準点の設置                               | 1    | 業務  |     |     | 代 3 号         |
| 耕地・森林<br>用地現況測量                                 | 6    | 万m2 |     |     | 代 4 号         |
| 4 級水準測量観測(レベル等による)                              | 6    | 万m2 |     |     | 代 5 号         |
| 道路上:耕地・平地<br>縦断測量<br>往復<br>耕地・平地 0～1000台未満/12時間 | 0.5  | km  |     |     | 代 6 号         |
| 横断測量<br>河川<br>耕地・平地 0～1000台未満/12時間              | 1    | km  |     |     | 代 7 号         |
| 用地平面図作成                                         | 0.04 | km  |     |     | 代 8 号         |
| 縮尺1/500                                         | 6    | 万m2 |     |     |               |
| 直接経費                                            | 1    | 式   |     |     |               |
| 電子成果品作成費(率計上分)                                  | 1    | 式   |     |     |               |
| 安全費(率計上分)                                       | 1    | 式   |     |     |               |
| 直接測量費計                                          | 1    | 式   |     |     |               |
| 用地測量諸経費                                         | 1    | 式   |     |     |               |
| 業務価格                                            | 1    | 式   |     |     |               |
| 消費税等相当額                                         | 1    | 式   |     |     |               |
| 合計                                              | 1    | 式   |     |     |               |

第 1 号 代価表

作業計画(用地測量)

1 業務 当り

[illegible]

## 第 2 号 代価表

現地踏査(用地測量)

(耕地·森林

)

1 業務 当り

[illegible]

## 第 3 号 代価表

## 補助基準点の設置

(耕地·森林)

)

1 万m<sup>2</sup> 当り

[illegible]

用地現況測量

1 万m<sup>2</sup> 当り

[illegible]

第 5 号 代価表

4 級水準測量観測(レベル等による)

(道路上:耕地・平地)

)

2 km 当り

[illegible]

## 第 6 号 代価表

縦断測量 往復

(耕地·平地)

,0 ~ 1000台未満/12時間 )

1 km 当り

[illegible]

第 7 号 代価表

横断測量 河川

(耕地·平地)

,0 ~ 1000台未満/12時間 )

1 km 当り

[illegible]



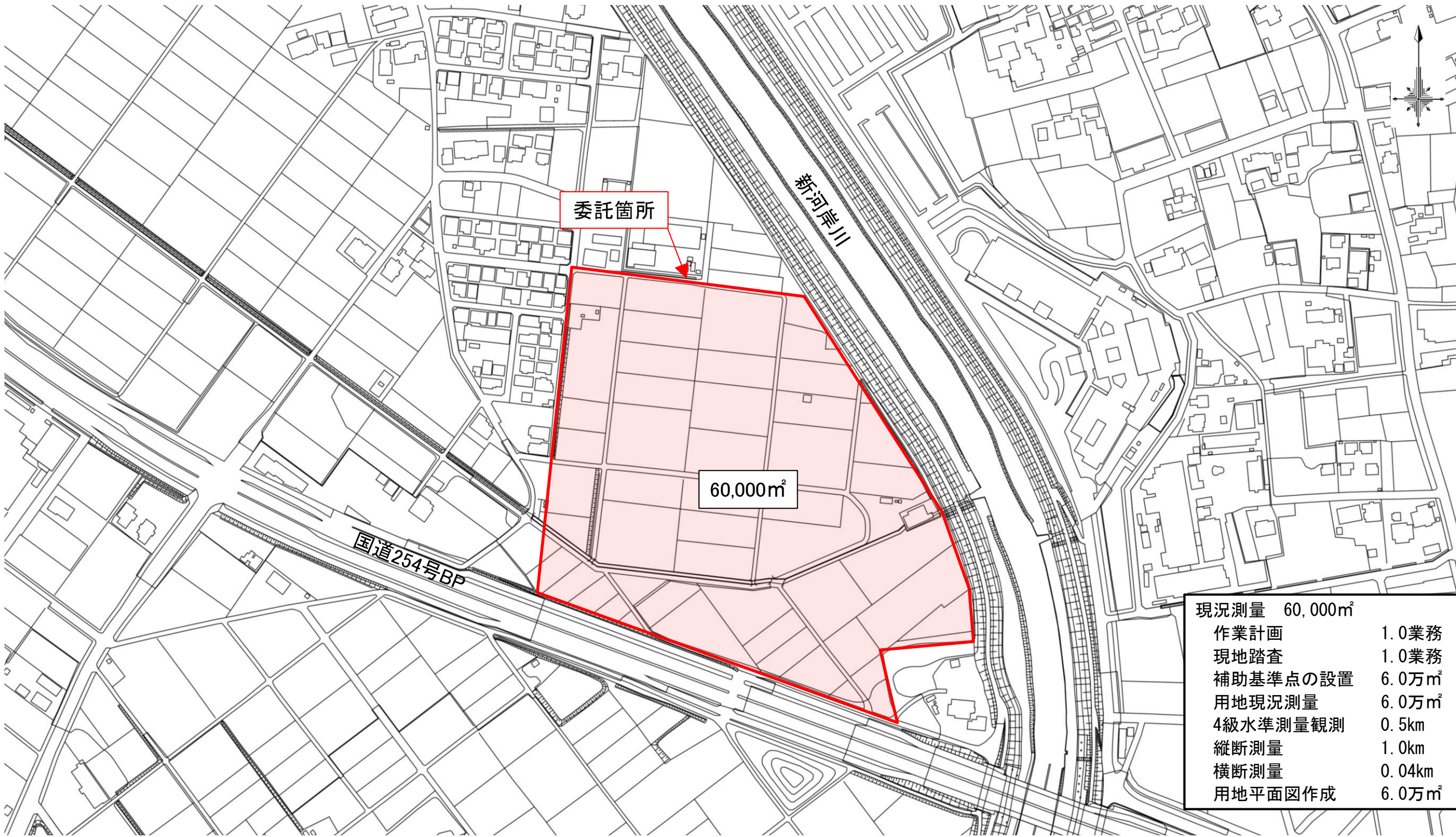
## 現況測量業務委託

富士見市大字鶴馬地内外 新河岸川第一排水区

数量調書

[illegible]

平面図 縮尺=FREE



|              |        |
|--------------|--------|
| 現況測量 60,000㎡ |        |
| 作業計画         | 1.0業務  |
| 現地踏査         | 1.0業務  |
| 補助基準点の設置     | 6.0万㎡  |
| 用地現況測量       | 6.0万㎡  |
| 4級水準測量観測     | 0.5km  |
| 縦断測量         | 1.0km  |
| 横断測量         | 0.04km |
| 用地平面図作成      | 6.0万㎡  |

|             |                   |      |       |
|-------------|-------------------|------|-------|
| 委託名         | 令和8年度<br>現況測量業務委託 |      |       |
| 路線名         | 新河岸川第一排水区         |      |       |
| 委託箇所        | 富士見市大字鶴馬地内外       |      |       |
| 図面名         | 平面図               |      |       |
| 縮尺          | 図示                | 図面番号 | 1 / 1 |
| 富士見市建設部下水道課 |                   |      |       |

## 特 記 仕 様 書

### 1. 摘要範囲

本特記仕様書は、富士見市（以下「発注者」という。）が実施する「現況測量業務委託」について適用するものとする。本業務の受注者は契約図書、関連法規、特記仕様書等を遵守しなければならない。

### 2. 業務目的

本業務は、別紙「案内図」及び「平面図」に示す新河岸川第一排水区の現況測量を行うものであり、当該排水区の基本計画策定に必要な資料を作成することである。

なお、作業の実施にあたっては、別途発注する「新河岸川第一排水区基本計画策定業務委託」の受注者と調整の上、縦断測量や横断測量の位置等を決定するものとする。

### 3. 業務内容

- 1) 受注者は、契約後速やかに契約図書等に基づき業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2) 測量業務は、以下のとおり行うものとする。

#### <現況測量>

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 作業計画     | … N=1 業務                |
| 現地踏査     | … N=1 業務                |
| 補助基準点の設置 | … A=6.0 万m <sup>2</sup> |
| 用地現況測量   | … A=6.0 万m <sup>2</sup> |
| 4級水準測量観測 | … L=0.5 km              |
| 縦断測量     | … L=1.0 km              |
| 横断測量     | … L=0.04 km             |
| 用地平面図作成  | … A=6.0 万m <sup>2</sup> |

- 3) 縦断測量は、範囲内変化点の測量も含め行うものとする。
- 4) 本業務の実施にあたり、用地内の境界杭が紛失している箇所については、発注者（監督員）と復元等について協議するものとする。
- 5) その他、監督員が必要と認める協議資料の作成を行うものとする。

### 4. 管理技術者及び照査技術者

- 1) 測量士であり高度な技術と十分な実務経験を有する者から管理技術者を定める。
- 2) 測量士であり高度な技術と十分な実務経験を有する者から照査技術者を定める。
- 3) 照査技術者は、業務途中及び成果の納品前に照査を行い、完了時に照査報告書を発注者に提出するものとする。

4) 本業務に配置する管理技術者と照査技術者は職務を兼務することが出来ない。

## 5. 照査及び技術管理

1) 照査及び技術管理については、次の項目について実施すること。

- ① 業務計画全般について、技術的再検討を行う。
- ② 測量成果の精度及び品質について、確認のための点検測量を行う。
- ③ 基準点の設置状況等の証拠写真撮影及び出来形についての現地再確認を行う。
- ④ 最終成果の総合的な点検及び出来栄等についての再確認を行う。
- ⑤ 測量規定に定める精度管理表を各作業別に作成し提出する。
- ⑥ 測量の計算に使用するプログラムの点検を行う。

2) 測量機器の検定については、以下のとおり行うものとする。

- ① 基準点測量に使用する測量機器は、常数及び機能について測量規定に定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けることを原則とする。
- ② 同機関の発行する検定証明書を成果品に添付して提出すること。

## 6. 使用する諸基準

- 1) 本業務に使用する諸基準は、「国土交通省公共測量作業規定」とする。
- 2) 基準については、監督員と協議のうえ必要に応じて変更できるものとする。

## 7. 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了時には、発注者の契約定款に定めるもののほか、次の書類（約款様式含む）を提出し承認を受けるものとする。また、承認された事項を変更する時も同様とする。

- 1) 着手届
- 2) 業務工程表
- 3) 管理技術者等通知書
- 4) 業務実施計画書
- 5) 委託業務完了通知書
- 6) 成果物引渡書
- 7) その他発注者が必要と認めた書類

## 8. 土地の立ち入り等

受注者は、本業務を実施するに当たり現地に立入る場合は、あらかじめ発注者と協議のうえ関係者と密接な連絡をとり業務の遂行しなければならない。また、障害物伐採及び撤去の必要性も同様とする。なお、受注者が第三者の土地に立ち入った際に生ずる踏み荒らし、地物の破損、もしくは使用困難をきたしたものについては、その都度速やかに受注者の責任において補償又は原形復旧しなければならない。

また、身分証明書が必要な場合は、発注者に申し出たうえ、申請を行うこと。

## 9. 協議・打合せ等

業務の区切りは下記のとおりとし、打合場所は富士見市役所とする。また、受注者は本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と常に密接な連絡をとり業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。なお、結果は記録し相互に確認するものとする。

- 1) 業務着手時
- 2) 成果品納入時
- 3) その他、発注者が必要と認めたとき

#### 1 0. 成果品

納入する成果品は次に掲げるものとし、すべて発注者の承認を受けずに他に公表、貸与及び使用してはならない。なお、成果品は次のとおりとする。

- |             |   |     |
|-------------|---|-----|
| 1) 報告書・成果簿  | … | 1 部 |
| 2) 電子データ    | … | 2 部 |
| 3) その他必要な資料 | … | 1 式 |

#### 1 1. 検査

受注者は、完了検査に際しては、成果品及びその他の関係書類等を整えておくものとし、管理技術者を検査に立ち合わせるものとする。

#### 1 2. 修補

受注者は、本業務完了後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

#### 1 3. 疑義

本業務の実施に当たり、本特記仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度発注者（監督員）と協議して定めるものとする。

以 上